

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 7 国名：ジブチ 担当：経済基盤開発部
案件名：海上保安能力向上のための巡視艇建造計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年9月上旬～2014年5月中旬

2 参加要件

海外における船舶建造計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月17日から2013年7月19日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月17日から2013年7月22日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月2日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 ：8月中旬

(5) 契約交渉 ：8月下旬～9月上旬

5 業務の目的

ジブチ国に面するアデン湾・ソマリア沖は、年間約18,000隻の船舶（うち約1,700隻が日本関係船舶）が通航する海上交通の大動脈となっている。しかし、同海域においては2000年代半ばより海賊の被害が多発し、安全な海上交通の妨げとなっている。他方同国沿岸海域では、同国を経由してイエメンへ亡命しようとするエチオピア人、ソマリア人の海難事故や、外国人漁民による同国水域での違法漁業や密輸など、数々の課題を抱えている。同国政府は、2011年に海軍から独立して沿岸警備隊(Djibouti Coast Guard, DCG)を設立し、上記の課題の対処に取り組んでいるものの、沿岸警備活動に必要な巡視艇や通信機器等が十分に整備されておらず、機動力の強化が喫緊の課題となっている。よって、海上交通の要衝に位置する同国にとって、海上交通の安全確保は極めて重要であるとともに、同国政府が国家の取り組むべき重点課題を示した社会国家イニシアチブ(2010年)の中でも重点課題として認識され、海上保安の能力強化に強くコミットしている。

我が国自衛隊を始め、米、仏は同国を拠点として海賊対策を実施しているが、持続性の観点から、沿岸国の沿岸警備隊能力強化により、沿岸警備隊による対応が求められている。このため、EU、国際移住機関（IOM）等はDCGの支援も行っているところである。

我が国は2009年の政策協議で対ジブチ国支援方針を表明、海上保安セクターを重点分野の一つに位置付けている。また、当機構としても本年5月より「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始し、DCGの人材育成・組織強化を図っていると同時に、2013年6月に開催したTICADVの3本柱の一つとして「平和と安定」を掲げている。

本計画は巡視艇を整備することで同プロジェクトの開発効果を高め、同国沿岸の安全確保と密輸等取り締まり能力強化にさらなる寄与を図っていくものであることから同国・我が国双方の政策・方針に合致したものである。

このような背景を踏まえ、本業務では、無償資金協力の実施の妥当性を確認した上で適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象範囲

ジブチ市他

(2)相手国側関係機関

設備・運輸省（Ministry of Equipment and Transport）

ジブチ沿岸警備隊（Djibouti Coast Guard）

(3)業務内容

本計画の背景・経緯等の確認

海上保安・船舶運用状況調査

他ドナー等支援状況調査

サイト状況調査

運営・維持管理体制調査

船舶整備計画調査

技術支援調査

船艇設計等
建造計画策定
プロジェクト内容の計画策定
相手国側負担事業の概要
プロジェクトの運用・維持管理計画策定
プロジェクトの概略事業費
協力対象事業実施に当たっての留意事項の抽出
プロジェクトの事前評価及び事後モニタリング計画策定
準備調査報告書等の作成（プロモーションビデオ5分程度を含む）

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート（2013年9月上旬）
- (2) 現地調査結果概要（2013年10月上旬）
- (3) 準備調査報告書（案）（2013年12月中旬）
- (4) 概略事業費（無償）積算内訳書（2013年12月中旬）
- (5) 概要資料【 完成予想図を含む。】（2014年12月中旬）
- (6) 準備調査報告書【 完成予想図を含む。】（2014年4月下旬）
- (7) プロモーションビデオ（2014年3月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 業務主任 / 建造計画 / 運用・維持管理計画（評価対象予定者）
- 2) 船体設計（評価対象予定者）
- 3) 運航計画 / 機関設計（評価対象予定者）
- 4) 艙装・電気通信設計
- 5) 機材・調達計画 / 積算
他、通訳団員を含む。

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・通訳の配置を認める予定
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。